

普通教科「情報」における著作権に関する授業実践

中央大学杉並高等学校・生田 研一郎

<http://www.chusugi.jp/>

ikuta@tamacc.chuo-u.ac.jp

1. はじめに

(1) 学校について

杉並区にある全日制普通科高校で、中央大学の附属高校である。男女共学で 2009 年度(平成 21 年度)は 1001 名(男子 562、女子 439)が在籍しており、卒業生の 95%強が中央大学に内部進学する「受験校ではない進学校」である。学内成績の優秀な生徒から推薦学部・学科の選択が可能であり、受験とは別のプレッシャーの中で生徒達は授業に取り組んでいる。

(2) 授業配当について

本校では必修修科目として「情報 A」を第 1 学年で 1 単位、第 2 学年で 1 単位を設置している。第 1 学年ではコンピュータリテラシーと情報社会の概要を扱っている。第 2 学年では情報セキュリティ、図記号、情報技術、プライバシー・肖像権・個人情報保護、著作権を扱っている。本稿では 3 学期で扱っている著作権の授業を紹介する。

2. 著作権の授業について(概略)

(1) 目標

教科情報の目標は「社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる」である。情報モラルとして扱われている著作権においても、能力(≒知識)を背景とした態度(≒考え)を育てることを目標とした。

(2) 目的

教科情報における学習内容の中心は情報社会なので、著作権に関する授業の目的を「情報社会を著作権という側面から理解し、自分なりの考えを持つ」とした。「著作権法を理解する」ことを目的とすると学習内容の中心が

法律で情報社会は単なる一例となってしまう本末転倒である。しかし、情報社会における著作権について主体的に対応するには著作権法の一定の理解も必要である。著作権と情報社会の関係を見据えながら著作権法を授業で扱った。

(3) 内容

情報社会における著作権の課題として次のようなものを生徒達に提示している。

問：情報社会の発展のためにはどちらが良いだろうか。

- 著作権保護は強いほうが良い
or 弱いほうが良い
- 著作権の権利制限は広くしたほうが良い
or 狭くしたほうが良い
- 著作権保護期間は延長したほうが良い
or 現状の方が良い

これらは生徒達に直接関わる課題であり、主体的に対応するには著作権法の理解が必要だと考える。そのための基礎知識として著作権法を扱った。

(4) 手段

著作権は著作権法で定められた権利であるから著作権法の解説は必要であるが、著作権法は生徒達にとっても難解である。そこで、実際の事例や具体例、図解などを多く扱い理解を助けることとした。

数学などの主要教科と違い、高校生向けの問題集が事実上ないため、毎週宿題を出すことにした。定期試験では 7 割程度を記述問題とした。(紙幅の都合で本稿では割愛する)

3. 授業計画

2009 年度 3 学期全 5 時間で行った授業は

以下の通りである。1時間目の導入はPC教室で、2～5時間目は普通教室で行った。

- 1 時間目：導入
- 2 時間目：著作物、著作者
- 3 時間目：著作者の権利(人格権と財産権)、
著作者
- 4 時間目：著作隣接権(人格権と財産権)、
著作権が及ばない場合
- 5 時間目：著作権の国際条約

4. 具体的な内容

本稿では授業で扱った新聞記事や動画、表、図解、板書などを中心に紹介する。

(1) 導入

著作権と情報社会の関係や著作権法そのものに関する生徒達の知識や意識はあまりない。このような生徒達を著作権に注目させる試みとして、新聞記事と動画を使って様々な事例を紹介した。以下はその具体的な事例である。

- (a) YOL(Yomiuri On-Line)記事見出し事件
- (b) ドラえもん最終話問題
- (c) テレビアニメ「涼宮ハルヒの憂鬱」と
動画投稿サイト
- (d) 「大地讃頌」カバー曲問題
- (e) 脱ゴーマニズム宣言事件
- (f) Jupiter と著作権保護期間

これらの中で「(b)ドラえもん最終話問題」と「(c)テレビアニメ『涼宮ハルヒの憂鬱』と動画投稿サイト」は生徒達の関心が高い。

導入では情報社会における著作権にはどのような課題があるのかを意識させるのが目的であり、具体的な解説はしていない。何と何がトレードオフになっているのか、二次的著作の課題は何か、著作権保護期間延長問題の課題は何かなどである。

予備知識のない生徒達にこれらの課題を投げかけると、意見は分かれる傾向にある。例えば、「ドラえもん最終話」に関する是非(文化の発展につながるから流通した方がよいか、著作権侵害だから流通させない方がよいか)について聞いたところ、意見は半分に分かれ

た。著作権の授業が終わる頃には生徒達が自分なりの考えを持つことが目標である。

(2) 著作権の位置

著作権は無体財産権の一つであり人の知的活動による創作表現が対象である。著作権だけに注目すると全体像が分からなくなるので全体像を把握させるために[図1]を使った。

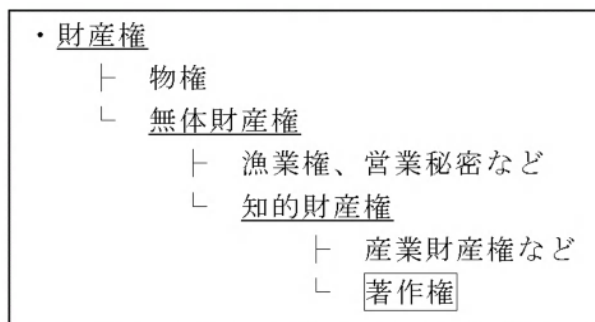


図1 著作権の位置

(3) ルールとしての著作権

著作権の理解を妨げる原因の一つにルールとモラルの混同(法と倫理の混同)がある。ここでは著作権をルール(法や契約)として理解させることを目的に[図2]を使った。この[図2]は授業の目次にもなっている。

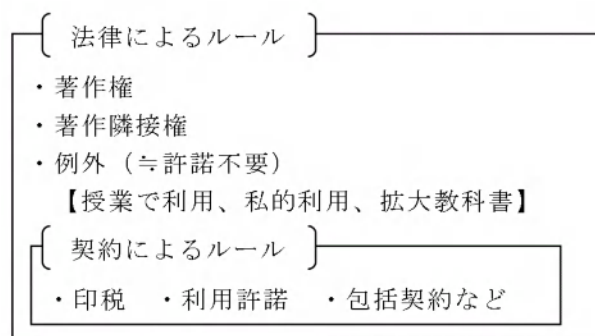


図2 著作権に関するルール

(4) 著作物

著作物の定義は

思想又は感情を創作的に表現したもの

として紹介した。これに続く「であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」は例示であり、情報科の授業としては本質ではないと判断して省略した。この定義をまとめて理解させるのは難しいので2つ

に分けて提示している。

一つ目は「思想・表現二分論」である。思想や感情といったものをパブリックドメイン（公共財産）と考え、表現されたものを保護するという考え方だ。こう考えることで表現の自由とのバランスや情報の豊富化による文化の発展などを説明した。「思想又は感情」と「表現」の関係については〔表1〕を使った。

二つ目は「創作性」である。これは①人格の発露があること②独創性や学術性、芸術性の高さが不要であること③表現の選択の幅が残されていることの3つで説明した。生徒達にとって①は理解がしやすく、②は意外な感じがして印象に残るようだ。③は「ありふれた表現」として説明されることも多いが、高校生には分かりづらいので「表現の選択の幅」として説明した。

注意点として「額の汗理論」を紹介した。「額の汗理論」とは、単なる労力や投資を著作権で保護するという理論であるが、日本の著作権法では保護していない。情報発信が当たり前の高校生には必要な知識であると同時に、フリーライドが許されないことも合わせて理解させる必要がある。^(*)

(5) 著作権の概観

教科「情報」の特性を踏まえ、情報社会と著作権の接点から著作権法を扱う方法もある。だが、実際には各種権利によって状況が異なっており、生徒が体系的に理解するのは困難となる。そこで〔図3〕を使って著作権の全

体像を理解するところから授業を始めた。

生徒達にとって著作権(2)と著作隣接権の区別は明らかではない。そこで〔図3〕において著作権(2)を創作者の権利、著作隣接権を伝達者の権利として紹介した。これにより、「作曲すると楽譜(スコア)が著作隣接権で保護される」といった勘違いを防ぎやすくなる。「楽譜は演奏しない、人が演奏する」という説明が生徒には馴染みやすいようだ。

著作権(2)と著作隣接権において財産権と人格権を分けて説明することも重要である。生徒達が著作権に関する記事を読んだり考えたりするときに「お金の話」と「気持ちの話」の区別がつくので理解の助けとなる。

法人も著作者人格権を取得することについては、職務著作との関係^(*)2)で紹介した。法人が実演家人格権を取得しないことについては著作隣接権で紹介するので導入段階では説明していない。

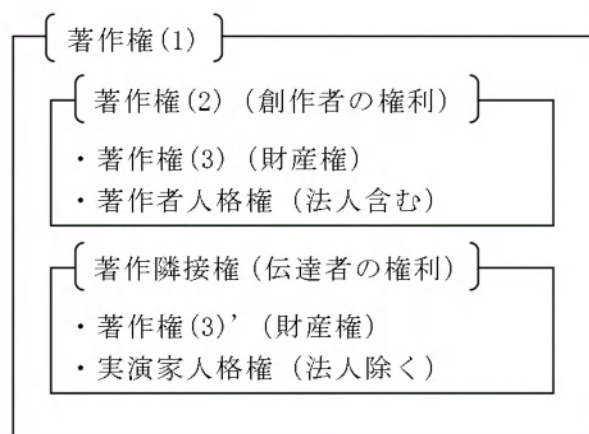


図3 著作権の概観

	思想・感情	思想・感情ではない
表現したもの	文芸、学術、美術、音楽、舞踏、建築物、映画、写真、プログラムなど (映画を除き固定不要)	スポーツ、契約書案等、雑事・時報の報道、単なる事実の集積
表現していないもの	アイデア*、人の心	ゲームやスポーツのルール、単なる事実

アイデア*…ひらめきや着想だけでは著作物とはいえない

(注：技術的思想は特許権や実用新案権によって保護している)

表1 著作権に関するルール

(6) 二次的著作物の利用

著作権(3)(財産権)は複製権(21条)から二次的著作物の利用に関する原作者の権利(28条)まであり支分権(≒権利の束)である。二次的著作物は原作者が創作していないにも関わらず原作者が二次的著作物の創作と同等の著作権(財産権)を有するので、分けて説明する必要があった。授業では〔図4〕を使って説明した。

この権利は生徒達にとって他人事ではない。本校の事例としては、翻訳台本の翻案台本を使って演劇部が芝居をする場合や、YouTubeに投稿された改変楽曲を創作ダンスに利用する場合などがあった。

(7) 著作隣接権

著作隣接権はその名称から内容が想像するのが難しい。授業においては著作隣接権を

情報の「伝達行為」を保護する権利

として紹介した。この定義であれば「映画は著作隣接権で保護される」、「録音されない演奏は著作隣接権が無い」といった誤解を解きやすくなる。^{(*)3}

著作隣接権は実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の4者のみが権利を持つもので、〔図5-1〕～〔図5-4〕を利用した。

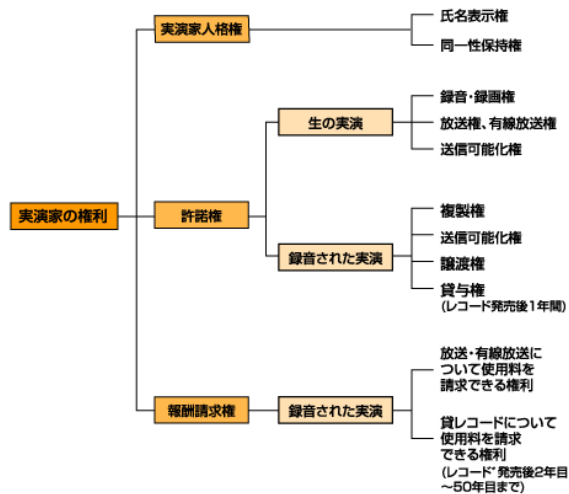


図5-1 実演家の権利

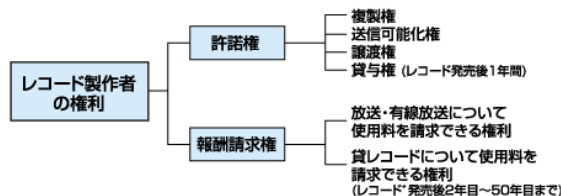


図5-2 レコード製作者の権利



図5-3 放送事業者の権利



図5-4 有線放送事業者の権利

出典：著作権／著作権の許諾（教員研修センター）

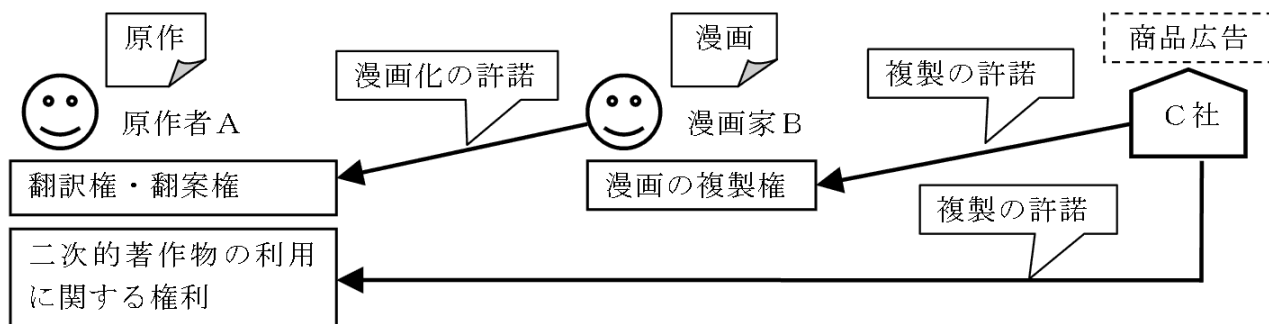


図4 二次的著作物の利用について

以下、図と関連して重点的に説明した事項を紹介する。

著作者人格権は公表権、氏名表示権、同一性保持権の3つがあるが、実演家人格権は氏名表示権と同一性保持権だけであり公表権が設定されていない。実演は公表することで情報の伝達行為が成立することや、利用や流通を重視していると説明した。

レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に人格権がないことについては、投資回収という政策的な観点から財産権だけが設定されたと説明した。これを「法人は人ではないから人格権が無い」と説明すると職務著作における著作者人格権の説明とバランスが取れず、生徒が混乱するだけである。

貸与権が1年(許諾権)+49年(報酬請求権)となっているが、日本では貸レコード店が広く普及していた実情を踏まえて設定されたものである。新譜はリリース直後にはレンタルされず、発売後1年程度でレンタルが開始されることは生徒達も経験上知っている。許諾権と報酬請求権の違いや情報社会の仕組みを著作権という側面から理解する助けになると考える。

情報社会における実演の情報伝達は容易にできる環境にある。YouTube やニコニコ動画に投稿された「歌ってみた」、「踊ってみた」や初音ミク作品、ハルヒダンスなどが典型的

な例である。高校においてはダンス部や吹奏楽部、音楽部、演劇部など実演に関する活動は盛んであり、高校生にとって著作隣接権は他人事ではない。生徒達に馴染みやすい事例は多いと考える。

(8) 著作権が及ばない場合

著作物が自由に使える場合として紹介されることが多いが、「自由に使える」という表現は拡大解釈されることが経験上分かっている。そこでわざと「著作権が及ばない場合(許諾不要)」という回りくどい表現をしている。

著作権が及ばない場合として①最初から保護対象外、②権利の対象外、③保護期間の終了、④権利制限の4つがある。本稿では③保護期間の終了について扱う。

保護期間は創作者の死後50年であり創作者死亡日の翌年の元旦から起算する。法人であれば公表後50年(映画は70年)であり公表日の翌年の元旦から起算する。死亡日や公表日は確定することが困難な場合があるが、暦年主義による計算であれば保護期間の算出は容易であり著作物の利用・流通を促し文化の発展につながると説明した。

生徒は数直線による時間の把握に慣れているので授業では〔図6〕を使って説明した。後に説明する戦時加算の説明も同様である。

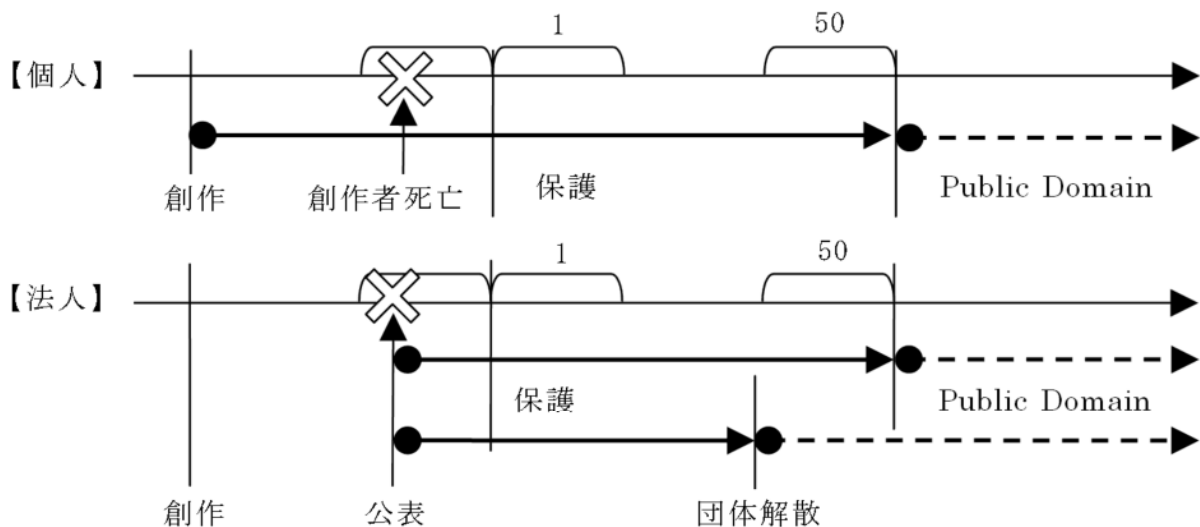


図6 保護期間の算出方法

(9) 著作権の国際条約

情報社会では情報が国境を越えることが当然であり、著作権の国際条約についても理解が必要と考える。授業では①ベルヌ条約、②万国著作権条約、③戦時加算、④ローマ条約、⑤Trips協定を扱った。本稿では②万国著作権条約と③戦時加算を扱う。

ベルヌ条約は無方式主義を採用しているので方式主義を採用していた米国などはベルヌ条約には加盟できなかつた(後、加盟)。無方式主義の国と方式主義の国の架橋として制定されたのが万国著作権条約である。無方式主義の国における著作物に©表示をすることで方式主義の国で著作権登録をしたとみなし、加盟各国の著作権法を変えることなく国際条約に加盟できることが重要な特徴である。授業では〔図7〕を使って説明した。^(*4)

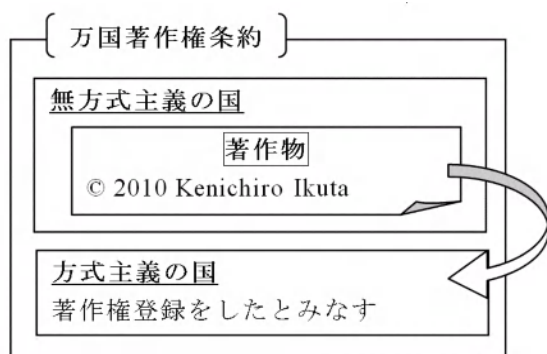


図7 ©表示

保護期間算出の原則は暦年計算であるが、戦時加算は別である。歳月が過ぎればこの計算は不要となる日はくるが、現時点ではこれにより保護されている作品があることや暦年計算との比較、歴史の復習など複数の意味で扱った。保護期間算出のときと同様に数直線による解説をした。〔図8〕

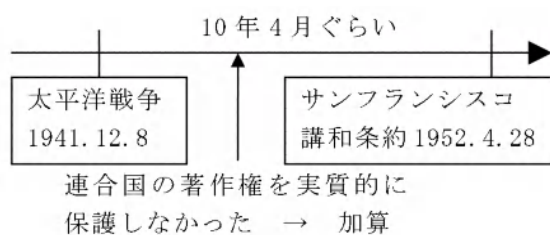


図8 戦時加算

5. まとめにかえて

著作権の授業は「情報モラル」という枠組の中で行われることが多いがこれは生徒だけでなく教員も混乱する原因と考える。倫理と法(モラルとルール)を混同した授業は焦点が定まらず、生徒の理解も深まらず、評価も難しい。倫理と法は分けて扱う方が授業は安定しやすいと考える。

6. 謝辞

執筆の機会を下さった都高情研と激辛チェックをしてくれた妻に感謝します。

— 参考文献 —

1. 中山信弘「著作権法」(有斐閣)
2. 岡本薫「誰でも分かる著作権」(全日本社会教育連合会)
3. 加戸守行「著作権法逐条講義五訂新版」(著作権情報センター)
4. 土肥一史「知的財産法入門」(中央経済社)
5. 独立行政法人教員研修センター
(<http://www.nctd.go.jp/index.html>)
6. 田中規久雄「情報科における著作権教育」(日本情報科教育学会第2回全国大会論文集 pp113, 114)

— 脚注 —

1. 新聞記事見出しは裁判で著作物性が否定されたが、多大な労力と費用をかけた記事見出しのフリーライドに対して賠償命令(民法違反(709条不法行為))が出された(YOL新聞記事見出し事件(知財高判平成17.10.6))。様々な角度から主体的に対応できる能力と態度を育てたい。
2. 法人の著作者人格権は防衛的な意味であると説明する程度の扱いであり、深入りはしない。
3. 作曲者が作成した楽譜自体は実演ではない。譜面に依拠して演奏・歌唱したものは実演であるが楽譜という著作物とは別物である。また即興演奏は一瞬にして消える実演と言える。これの録音は即興演奏という実演を固定したものである。
4. ©表示が意味を持つのはカンボジアとラオスの2カ国のみである。(2009年11月現在)